

# 生命保険のキホ～

## ～法人契約編～

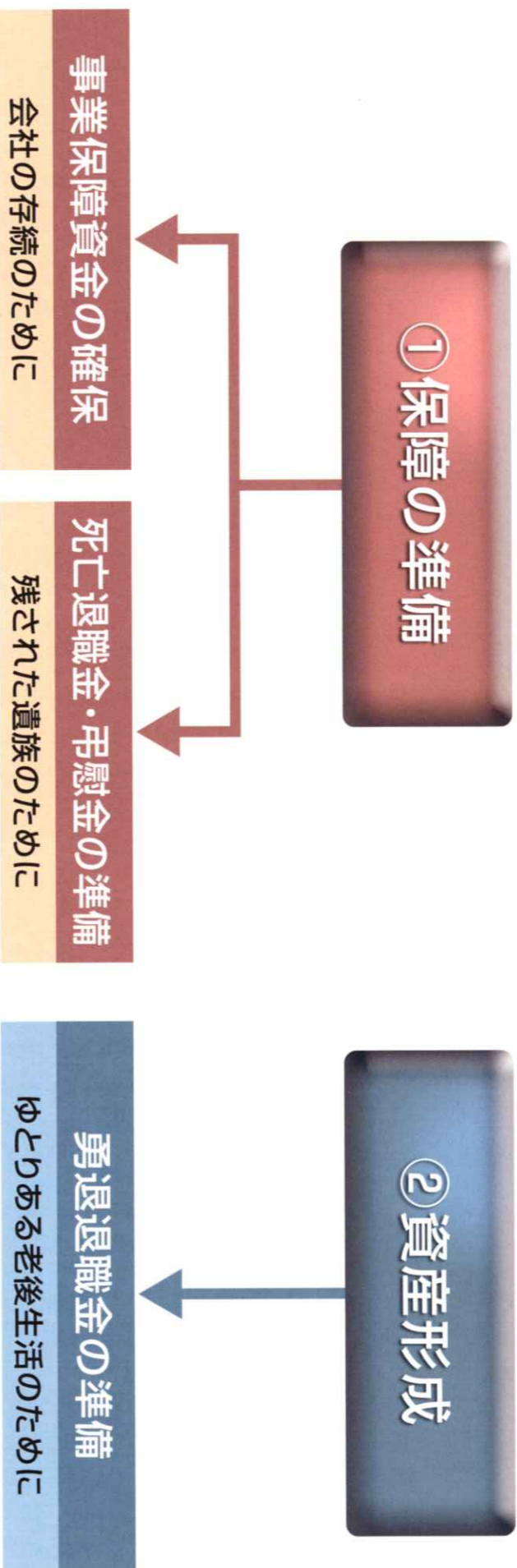


NISSAY

日本生命保険相互会社

■法人契約の生命保険の加入目的

加入目的は、大きく分けて2つあります。



それぞれ、どれくらいの金額を準備すれば良いのでしょうか？

1

■法人の必要保障額の考え方



業種	1 業種	2 資本金	3 借入相当額	4 現在年齢	5 役位	6 役員就任年齢	7 勇退予定年齢	8 最終報酬月額	9 功績倍率	10 従業員数	11 従業員平均給与
		万円	万円	歳	歳	歳	歳	万円	倍	人	万円



\*1 中小企業庁編「中小企業の財務指標(平成19年調査結果)」をもとに「セーブル」手帖社保険FIS研究所試算  
 \*2 「2013年度版 役員の報酬・賞与・年収」(政経研究所)  
 \*3 平成21年度「役員報酬・賞与・退職慰労金」(産労総合研究所)

それでは、どのようなタイプの保険で準備すればよいのでしょうか？

2

# 法人向け生命保険の種類と特徴～基本は「定期保険」「終身保険」「養老保険」～

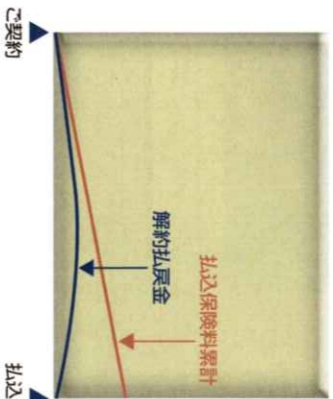
●商品内容や経理処理の詳細につきましては、各種「商品パンフレット」「ご提案書」等をご覧ください。

●払込保険料累計、解約払戻金の推移はイメージであり、実際とは異なることがあります。

## 定期保険

### 定期保険

<イメージ図>



#### ポイント

- 割安\*な保険料で大型保障が確保できる  
\*例えば、年齢・性別・保険金額・払込方法等が同じ場合の終身保険に比べ割安となります。

#### 留意点

- 保障期間が限定される
- 払込満了時に満期保険金が無い

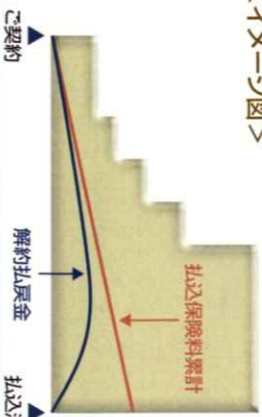
保険料の経理処理 (契約者・受取人=法人)

全額損金算入

### 増え続けるタイプの定期保険

- 保険料は一定のままで、保険金額が増加
- 解約払戻金を活用した資産形成効果あり

<イメージ図>

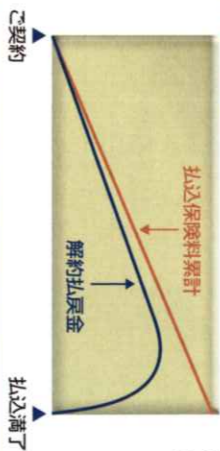


#### 保険料の経理処理 (契約者・受取人=法人)

保険期間の当初6割期間：全額もしくは1/2もしくは1/3損金算入  
保険期間の残り4割期間：全額損金算入

### 長期定期保険 (保険期間が長いタイプの定期保険) \*

<イメージ図>



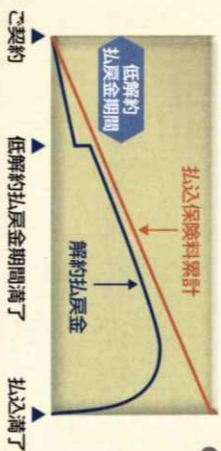
- 長期にわたる大型保障を準備
- 解約払戻金を活用した資産形成効果あり

保険料の経理処理 (契約者・受取人=法人)

保険期間の当初6割期間：1/2損金算入  
保険期間の残り4割期間：全額損金算入

### 低解約払戻金型長期定期保険

<イメージ図>



- 低解約払戻金期間の設定により、低解約払戻金期間満了後の資産形成効果が高い

保険料の経理処理 (契約者・受取人=法人)

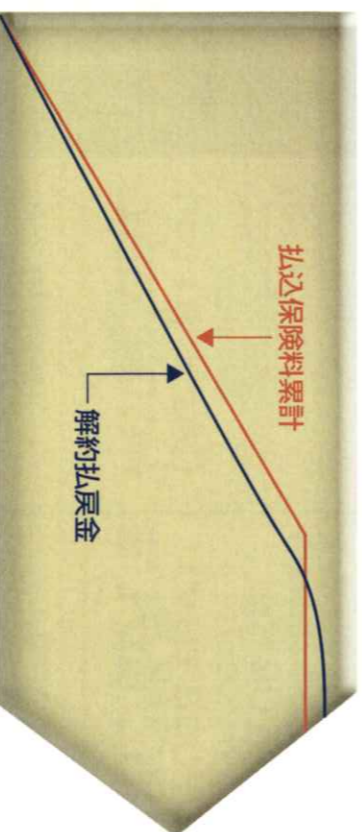
保険期間の当初6割期間：全額もしくは1/2損金算入  
保険期間の残り4割期間：全額損金算入

\*定期保険のうち保険期間満了時における被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数か105を超えるものを長期定期保険といえます。

3

## 終身保険

<イメージ図>



#### ポイント

- 終身にわたって死亡保障を確保できる
- 解約払戻金を活用した資産形成効果あり

#### 留意点

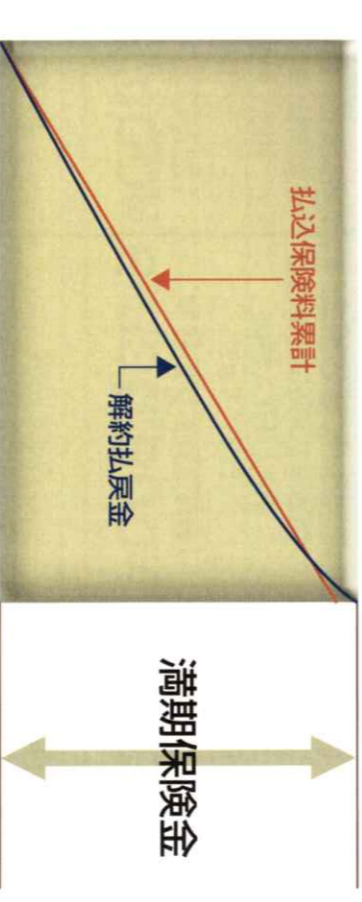
- 同じ保障額の場合、定期保険に比べて保険料が高い

保険料の経理処理 (契約者・受取人=法人)

全額資産計上

## 養老保険

<イメージ図>



#### ポイント

- 死亡保障のみでなく払込満了時に満期保険金がある

#### 留意点

- 同じ保障額の場合、終身保険に比べて保険料が高い
- 保障期間が限定される

保険料の経理処理 (契約者・受取人=法人)

全額資産計上

#### 保険料の経理処理\*

(契約者=法人、満期保険金受取人=法人、死亡保険金受取人=被保険者の遺族)  
1/2損金算入 (福利厚生費)  
1/2資産計上

\*全員加入などの要件を満たした場合です。特定の人のみ他被保険者としている場合には、保険料の1/2は、当該被保険者に対する給与となります。

# 同じ保険金額でも、保険種類によって保険料は異なります。

以下がプラン例 40歳契約 男性 年払・口座振替扱 契約者:法人 / 被保険者:役員 / 受取人:法人

記載の保険料は、平成25年5月1日(計算基準日)現在のものです。

## 死亡保険金額：1億円の場合

(増定期保険は基本保険金額1億円の場合)

保険金額	1	2	3	4	5
商品の仕組み (イメージ)					
保険種類	定期保険	長期定期保険	低解約払戻金型長期定期保険	増増定期保険	終身保険
商品名	ニッセイ みらいのカタチ (定期保険)	ニッセイ長期定期保険 スーパーフェニックス	ニッセイ 低解約払戻金型長期定期保険 ネクスストロード	ニッセイ増増定期保険	ニッセイ みらいのカタチ (終身保険)
割引後の保険料 (高額割引制度による割引額)	760,700円 (▲118,300円)	2,149,700円 (▲91,200円)	2,098,400円 (▲142,500円)	5,230,600円 (▲604,800円)	2,822,800円 (▲24,000円)
保険料の経理処理 (契約者・受取人 ≠法人の場合)	全額損金算入	保険期間の当初6割期間: 1/2損金算入 保険期間の残り4割期間: 全額損金算入	保険期間の当初6割期間: 1/2損金算入 保険期間の残り4割期間: 全額損金算入	保険期間の当初6割期間: 1/2損金算入 保険期間の残り4割期間: 全額損金算入	全額資産計上

### 5

解約払戻金 (5年後)	約195万円 (約51.2%)	約924万円 (約85.9%)	約646万円 (約61.6%)	約2,452万円 (約93.7%)	約1,103万円 (約78.1%)
45歳時 [5年後]					
50歳時 [10年後]	約421万円 (約55.3%)	約1,930万円 (約89.7%)	約1,351万円 (約64.3%)	約5,105万円 (約97.5%)	約2,425万円 (約85.9%)
60歳時 [20年後]	約599万円 (約39.3%)	約3,907万円 (約90.8%)	約3,980万円 (約94.8%)	約8,093万円 (約77.3%)	約5,136万円 (約90.9%)
70歳時 [30年後]	0円 (0.0%)	約5,842万円 (約90.5%)	約5,893万円 (約93.6%)	0円 (0.0%)	約8,253万円 (約97.4%)
契約貸付限度額	—	解約払戻金の 7割—(年払保険料相当額×3/12)	解約払戻金の 7割—(年払保険料相当額×3/12)	解約払戻金の 5割—(年払保険料相当額×3/12)	解約払戻金の 8割—(年払保険料相当額×3/12)*4

\*1 解約払戻金は計算基準日の各年後に対応する日の前日における概算数値を表示しております。 \*2 返戻率とは、解約払戻金を払込保険料累計で割った数字です。  
\*3 低解約払戻金期間を10年に設定した場合の数値です。 \*4 保険料払込満了後は解約払戻金の8割になります。

### 記載プランの明細

商品名	1	2	3	4	5
	ニッセイ みらいのカタチ (定期保険)	ニッセイ長期定期保険 スーパーフェニックス	ニッセイ 低解約払戻金型長期定期保険 ネクスストロード	ニッセイ増増定期保険	ニッセイ みらいのカタチ (終身保険)
記載プランの明細	<ul style="list-style-type: none"> <li>○40歳契約 男性 年払・口座振替扱</li> <li>○保険料払込免除特約:未付加</li> <li>○保険金額 1億円</li> <li>○保険期間満了/保険料払込期間満了 70歳/70歳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○40歳契約 男性 年払・口座振替扱</li> <li>○保険金額 1億円</li> <li>○保険期間満了/保険料払込期間満了 100歳/100歳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○40歳契約 男性 年払・口座振替扱</li> <li>○保険金額 1億円</li> <li>○保険期間満了/保険料払込期間満了 100歳/100歳</li> <li>○低解約払戻金期間*3 10年</li> <li>○経理処理 1/2損金タイプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○40歳契約 男性 年払・口座振替扱</li> <li>○保険金額 1億円 基本保険金額 5億円 最終保険金額</li> <li>○保険期間満了/保険料払込期間満了 70歳/70歳</li> <li>○増増率変更年度 第15/15/15年</li> <li>○経理処理 1/2損金タイプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○40歳契約 男性 年払・口座振替扱</li> <li>○保険料払込免除特約:未付加</li> <li>○保険金額 1億円</li> <li>○保険期間/保険料払込期間満了 終身/70歳</li> </ul>

### 必ずお読みください

- 当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。
- 当資料は、保険商品の全てが記載されているのではなく、あくまで参考情報としてご利用ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。
- 当資料でご紹介しております商品の「契約概要」等をご希望される場合には、当社担当者にお申し出いただくか、最寄のお客様窓口(ニッセイライフプラザ・支社)にご請求ください。
- 裏表紙に「ご検討に際してご留意いただきたい点」を記載しておりますので、必ずご確認ください。

## ご検討に際してご留意いただきたい点

当資料に記載のお支払事由やお取扱いに関する制限事項は、概要や代表事例を示しています。詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。

### ■高額割引制度について

- 割引適用基準額が3,000万円以上の場合には、高額割引制度を適用し、保険料の割引を行います。割引適用基準額が5,000万円以上の場合には、さらに優遇された割引を適用します。
- 保険金のお支払いや減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなる場合があります。

### ■解約払戻金について

- 解約払戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。(解約払戻金の水準は保険種類等によって異なります。)
- 解約日時点で、未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。
- 長期定期保険・低解約払戻金型長期定期保険・増定期保険の解約払戻金は、経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の途中から次第に減少し、満了時にはなくなります。

### 【低解約払戻金型長期定期保険の場合】

- 解約払戻金は、ご契約時に契約者が指定する「低解約払戻金期間」の間は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
- 低解約払戻金期間は、ご契約時に所定の期間を指定いただき、ご契約後の変更はできません。
- 低解約払戻金期間満了日は、ご契約時に定めた解約払戻金を低く設定する年齢に達する契約締当日の前日です。

### ■配当について

- 配当金は、当社所定の利率による利息をつけて積立てます。利率は、経済情勢等により変動することがあります。
- 当社の決算状況等によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。

### ■契約貸付制度について

- 貸付期間は貸付日から1年間です。
- 契約貸付の貸付金には利息がつきます。
- 解約払戻金の減少や貸付金に対する利息により、貸付の元金金が解約払戻金を超過した場合、保険期間の途中でご契約を解除します。なお、一旦解除されたご契約を元に戻すことはできません。

### ■税務の取扱いに関するご留意点

- 法人が受取った保険金を、法人の見舞金規定等により役員に見舞金として支払った場合、社会通念上受当な金額は原則として損金算入できませんが、これを超える金額は役員給与となります。役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。(法人税法第34条)
- 法人が受取った保険金は雑収入として益金に算入され、法人税等が課税される場合があります。
- 税務の取扱等については、平成25年4月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
- 今後、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務取扱等については税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

### ■その他の注意事項

- 当資料に掲載している保険には、所定の高度障がい状態が死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
- 当資料に掲載している保険には、所定の高度障がい状態または身体障がい状態が死亡保険金の将来の保険料の払込みを免除する取扱いはありません。
- 「みらいのカタチ」については、保険料払込免除特約を付加することにより、別途、保険料の払込みを免除する取扱いがあります。
- ご契約の内容によっては、ご加入から保険金のお支払事由が生じるまでの期間により、払込保険料の合計額がお支払いする保険金額を上回る場合があります。
- 当資料の記載内容は、計算基準日における被保険者の年齢・保険料率・取扱条件を前提としています。
- 契約年齢は満年齢で記載しております。ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日(契約締当日)ごとに1歳を加えて計算しております。

## 日本生命保険相互会社

営業教育部 営業教育G



NISSAY

〒100-8288

東京都千代田区丸の内1-6-6

TEL 東京 (03) 5633-9192

http://www.nissay.co.jp